

平成 17 年 11 月 11 日
四 国 財 務 局

株式会社徳島銀行に対する行政処分について

- 1 . 株式会社徳島銀行（本店：徳島市）については、営業店において発生した貸出金等の着服・流用事件が長期にわたっていたことなどから、銀行法第 2 4 条第 1 項の規定に基づき事実関係及び発生原因等の報告を求めたところ、同行の法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分で、営業店において内部牽制機能が十分に発揮されていないなど、内部管理態勢に重大な問題があると認められた。
- 2 . このため、本日、同行に対し、銀行法第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

不祥事件の発生防止のための各種施策がその実効性を確保できず、営業店における不祥事件が長期間にわたり判明しなかったこと等を踏まえ、法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢の充実・強化を図ること。

法令等遵守に係る経営姿勢の明確化

取締役会等の機能強化による実効性のある法令等遵守態勢の確立

営業店における厳正な事務処理の徹底と内部牽制機能の充実・強化

本部監査機能の充実・強化

適切な人事管理の実施

上記 に関する業務改善計画を平成 1 7 年 1 2 月 1 2 日までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、その実施状況を 3 ヶ月ごとに報告すること。

連絡・問い合わせ先

四国財務局 理財部 金融監督第一課

0 8 7 - 8 3 1 - 2 1 3 1

四国財務局 徳島財務事務所 理財課

0 8 8 - 6 2 2 - 5 1 8 1